

# ペンション&レストランラ・コリーナ 宿泊約款

## 第1条（適用範囲）

1. 当ペンションが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ペンションが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当ペンションに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ペンションに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当ペンションが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ペンションは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ペンションが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、
2. 当ペンションは、前項の宿泊契約成立後、第4条の定めにより予約金の支払いを求めることがあります。

## 第4条（予約金）

1. 当ペンションは、宿泊契約の申込みをお引き受けした場合、宿泊期間の宿泊料金の全部又は一部を予約金として申し受けることがあります。
2. 予約金の支払期限は、当ペンションが予約金の請求を行った日から7日以内とします。
3. 同一予約者による複数室の予約、連泊を含む複数日にわたる予約、又は同一世帯若しくは同一グループによると認められる複数の予約については、宿泊料金総額の50%を予約金として申し受けることがあります。
4. 繁忙期、団体予約、貸切利用又は長期滞在の場合は、宿泊料金の全部を予約金として申し受けることがあります。
5. 予約金は、宿泊料金、違約金又は損害賠償金に充当し、残額があれば返還します。
6. 当ペンションが指定した期日までに予約金のお支払いが確認できない場合、当ペンションは宿泊契約を解除することができます。
7. 予約金の振込手数料は宿泊者の負担とします。

## 第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ペンションは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると合理的に認められるとき
- (4) 暴行、脅迫、不当要求、賭博行為、違法薬物の所持・使用、その他法令又は公序良俗に反する行為を

行うおそれがあるとき

- (5) 反社会的勢力又はその関係者であると認められるとき
- (6) 感染症の症状があり、他の宿泊者への感染のおそれがあると合理的に認められるとき
- (7) 心身の状態により、安全な宿泊の提供が困難であると合理的に認められるとき
- (8) 合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (9) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

## 第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ペンションに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ペンションは、宿泊客の責めに帰すべき事由による解除については別表第2に掲げる違約金を申し受けます。
3. 連絡がなく、到着予定時刻を2時間以上経過した場合は宿泊契約は解除されたものとみなすことがあります。

## 第7条（当ペンションの契約解除権）

当ペンションは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあると合理的に認められるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為があったとき
- (3) 反社会的勢力であると判明したとき
- (4) 感染症により安全な宿泊の提供が困難と判断される時
- (5) 合理的な範囲を超える要求があったとき
- (6) 利用規則に従わないとき

## 第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当ペンションのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所等
- (2) 外国人にあつては国籍及び旅券の提示並びに写しの保存への協力
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ペンションが必要と認める事項

## 第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ペンションの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 時間外利用については別表第3に掲げる料金を申し受けます。

## 第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は当ペンション内において利用規則に従っていただきます。利用規則は本約款の一部を構成するものとします。

## 第11条（料金の支払い）

宿泊料金は、現金、クレジットカード、銀行振込その他当ペンションが認める方法により支払っていただき

ます。

宿泊料金のほか、消費税及び北海道宿泊税その他法令又は条例により課される税金は別途申し受けます。宿泊料金、キャンセル料、予約金、宿泊税その他の料金の詳細は別表又は当ペンション公式ホームページに掲載するところによります。

## 第 12 条（当ペンションの責任）

当ペンションは、宿泊契約の履行にあたり当ペンションの責めに帰すべき事由により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当ペンションに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償額は当該宿泊契約に係る宿泊料金を上限とします。

## 第 13 条（契約した客室の提供ができないとき）

当ペンションは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、可能な限り同等条件の他施設を斡旋します。なお、斡旋ができない場合又は宿泊客がこれに応じない場合は、受領した宿泊料金を返還するものとします。

## 第 14 条（寄託物等の取扱い）

フロントにお預けいただいた物品については、当ペンションは、故意又は過失がある場合を除き、その滅失、毀損等の損害について責任を負いません。

## 第 15 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ペンションに到着した場合は、その到着前に当ペンションが了解したときに限り、責任をもって保管するものとします。
2. チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が置き忘れられていた場合で、所有者が判明したとき、当ペンションは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合（連絡が取れない場合を含む）又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後は物品の性質に応じて、当ペンションの判断により処分し、又は最寄りの警察署へ届けるものとします。  
ただし、外観等から貴重品であると合理的に判断できるものについては、速やかに最寄りの警察署へ届けるものとします。
3. 飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、衛生上又は保管上の理由により即日処分させていただく場合があります。
4. 当ペンションは、衛生管理その他必要な理由により、必要な範囲において内容物を確認することができるものとします。
5. 本条における保管責任については、第 1 項の場合にあっては本条第 1 項の規定に、第 2 項の場合にあっては本条第 2 項の規定に準じるものとします。

## 第 16 条（駐車場の責任）

駐車場は場所の提供であり、車両の管理責任は負いません。ただし当ペンションの故意又は過失による場合を除きます。

## 第 17 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ペンションが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ペンションに対し、その

損害を賠償していただきます。

## 第 18 条（客室の清掃）

1. 連泊の場合、当ペンションは原則として毎日客室の清掃を行います。ただし、宿泊客から清掃不要の申し出があった場合はこれを行わないことがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、衛生管理上の必要から、少なくとも 3 日に 1 回は客室の清掃及びリネン類の交換を行うものとし、宿泊客はこれを拒否できないものとします。
3. リネン類（シーツ、枕カバー等）の交換は原則として 3 日に 1 回行います。ただし、宿泊客から申し出があった場合は、当該期間を待たずに交換に応じます。
4. タオル類（バスタオル及びフェイスタオル）は原則として毎日交換します。
5. 前各項に関わる清掃、リネン交換及びタオル交換の実施については、宿泊客の外出前等にその要否を確認のうえ行うものとし、
6. 客室の清掃、リネン交換及びタオル交換の有無によって宿泊料金は変動しないものとします。

## 第 19 条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改訂する事が出来るものとします。

この約款が改定された場合、当ペンションは改定後の約款の内容及び効力発生日を当ペンションの公式ホームページ内にて掲示するものとします。改定後の約款は、効力発生日以降に締結される宿泊契約に適用されます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

	内訳	
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料
	追加料金	② 追加飲食（①に含まれるものを除く） ③ その他の利用料金
	税金	④ 消費税 ⑤ 北海道宿泊税 ⑥ 法令又は条例により課される税金

備考 1 基本宿泊料は公式ホームページ内に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生料金と幼児料金に分類されます。

3. 小学生料金・幼児料金共に公式ホームページ内に掲示する料金表によります。

別表第 2-1 通常時における違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日～3日前	4日前	5～7日前
違約金比率	100%	100%	100%	50%	30%

別表第 2-2 特定期間における違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日～3日前	7日前	8～14日前
違約金比率	100%	100%	100%	100%	100%

特定期間とは

① GW 期間：4/28～5/5

② 夏季：6/20～8/15

③ ウィンターシーズン：12/20～3/7

(注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しない事となった最初の日の1日分の違約金を収受します。

ただし、短縮した日が別表第2-2の特定期間にあたる場合、短縮により宿泊しない事となった全ての日の分について、その短縮の申し出がなされた日を、別表2-2における契約解除の通知を受けた日と同じ条件で照らし合わせた違約金を収受することとします。

別表第3-1 アーリーチェックイン(※1)料金表

13時～14時のチェックイン	2,000円(1部屋あたり)
14時～15時のチェックイン	1,000円(1部屋あたり)

別表第3-2 レイトチェックアウト(※2)料金表

チェックアウト時間	料金(1部屋あたり)
10時～11時	2,000円
11時～12時	4,000円
12時～13時	6,000円
13時～14時	8,000円
14時～15時	10,000円
15時以降	1泊分(※3)

※1：アーリーチェックイン

通常15時からのチェックイン時間よりも早くご利用いただけるオプションです。

ご予約時あるいは事前にご相談いただき、利用可能な状況であればご利用できます。

※2：レイトチェックアウト

通常10時のチェックアウト時間を延長できるオプションです。

ご予約時あるいは事前にご相談いただき、その時点で利用可能な状況であればご利用できます。

**特に15時以降のチェックアウトをご希望の場合、チェックアウト当日に既にその部屋に他のお客様のご予約が入っている場合はこのオプションはご利用になれません。(13時までのオプションはご利用になれます)**

※3：ツインルームの場合 12,600円×2名分=25,200円

トリプルルームの場合 12,600円×3名分=37,800円

施行日：2026年3月21日

最終改定日：2026年3月21日